省　令

○文部科学省令第七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣　盛山　正仁

大学設置基準の一部を改正する省令

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項の表中「参加法人」を「参加法人等（同項第一号に掲げる法人に限る。）」に改める。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。